

社会福祉法人改革について

社会福祉法等の一部を改正する法律案

福祉サービスの供給体制の整備及び充実を図るため、

- ・社会福祉法人制度について経営組織のガバナンスの強化、事業運営の透明性の向上等の改革を進めるとともに、
- ・介護人材の確保を推進するための措置、社会福祉施設職員等退職手当共済制度の見直しの措置を講ずる。

1. 社会福祉法人制度の改革

(1) 経営組織のガバナンスの強化

- 議決機関としての評議員会を必置（小規模法人について評議員定数の経過措置）、一定規模以上の法人への会計監査人の導入 等

(2) 事業運営の透明性の向上

- 財務諸表・現況報告書・役員報酬基準等の公表に係る規定の整備 等

(3) 財務規律の強化(適正かつ公正な支出管理・いわゆる内部留保の明確化・社会福祉充実残額の社会福祉事業等への計画的な再投資)

- 役員報酬基準の作成と公表、役員等関係者への特別の利益供与の禁止 等
- 「社会福祉充実残額（再投下財産額）」（純資産の額から事業の継続に必要な財産額（※）を控除等した額）の明確化
※①事業に活用する土地、建物等 ②建物の建替、修繕に要する資金 ③必要な運転資金 ④基本金及び国庫補助等特別積立金
- 「社会福祉充実残額」を保有する法人に対して、社会福祉事業又は公益事業の新規実施・拡充に係る計画の作成を義務付け 等

(4) 地域における公益的な取組を実施する責務

- 社会福祉事業及び公益事業を行うに当たって、無料又は低額な料金で福祉サービスを提供することを責務として規定

(5) 行政の関与の在り方

- 所轄庁による指導監督の機能強化、国・都道府県・市の連携 等

2. 福祉人材の確保の促進

(1) 介護人材確保に向けた取組の拡大

- 福祉人材の確保等に関する基本的な指針の対象者の範囲を拡大（社会福祉事業と密接に関連する介護サービス従事者を追加）

(2) 福祉人材センターの機能強化

- 離職した介護福祉士の届出制度の創設、就業の促進、ハローワークとの連携強化 等

(3) 介護福祉士の国家資格取得方法の見直しによる資質の向上等

- 平成29年度から養成施設卒業者に受験資格を付与し、5年間をかけて国家試験の義務付けを漸進的に導入 等

(4) 社会福祉施設職員等退職手当共済制度の見直し

- 退職手当金の支給乗率を長期加入者に配慮したのを見直し
- 被共済職員が退職し、再び被共済職員となった場合に共済加入期間の合算が認められる期間を2年以内から3年以内に延長
- 障害者支援施設等に係る公費助成を介護保険施設等と同様の取扱いに見直し

【施行期日】平成29年4月1日（1の(2)と(3)の一部,(4),(5)の一部,2の(1),(4)は平成28年4月1日、2の(3)は公布の日）₂

社会福祉法人制度の改革

○ 公益性・非営利性を確保する観点から制度を見直し、国民に対する説明責任を果たし、地域社会に貢献する法人の在り方を徹底する。

1. 経営組織のガバナンスの強化

- 理事・理事長に対する牽制機能の発揮
- 財務会計に係るチェック体制の整備

- 議決機関としての評議員会を必置 ※理事等の選任・解任や役員報酬の決定など重要事項を決議
(注)小規模法人について評議員定数に係る経過措置を設ける。
- 役員・理事会・評議員会の権限・責任に係る規定の整備
- 親族等特殊関係者の理事等への選任の制限に係る規定の整備
- 一定規模以上の法人への会計監査人の導入 等

2. 事業運営の透明性の向上

- 財務諸表の公表等について法律上明記

- 閲覧対象書類の拡大と閲覧請求者の国民一般への拡大
- 財務諸表、現況報告書(役員報酬総額、役員等関係者との取引内容を含む。)、役員報酬基準の公表に係る規定の整備 等

3. 財務規律の強化

- ① 適正かつ公正な支出管理の確保
- ② いわゆる内部留保の明確化
- ③ 社会福祉事業等への計画的な再投資

- ① 役員報酬基準の作成と公表、役員等関係者への特別の利益供与を禁止 等
- ② 純資産から事業継続に必要な財産(※)の額を控除し、福祉サービスに再投下可能な財産額(「社会福祉充実残額」)を明確化
※①事業に活用する土地、建物等 ②建物の建替、修繕に必要な資金 ③必要な運転資金 ④基本金、国庫補助等特別積立金
- ③ 再投下可能な財産額がある社会福祉法人に対して、社会福祉事業又は公益事業の新規実施・拡充に係る計画の作成を義務づけ(①社会福祉事業、②地域公益事業、③その他公益事業の順に検討) 等

4. 地域における公益的な取組を実施する責務

- 社会福祉法人の本旨に従い他の主体では困難な福祉ニーズへの対応を求める

- 社会福祉事業又は公益事業を行うに当たり、日常生活又は社会生活上支援を要する者に対する無料又は低額の料金の福祉サービスを提供することを責務として規定 ※利用者負担の軽減、無料又は低額による高齢者の生活支援等

5. 行政の関与の在り方

- 所轄庁による指導監督の機能強化
- 国・都道府県・市の連携を推進

- 都道府県の役割として、市による指導監督の支援を位置づけ
- 経営改善や法令遵守について、柔軟に指導監督する仕組み(勧告等)に関する規定を整備
- 都道府県による財務諸表等の収集・分析・活用、国による全国的なデータベースの整備 等

1. 経営組織のガバナンスの強化について

○ 社会福祉法人について、一般財団法人・公益財団法人と同等以上の公益性を担保できる経営組織とする。

<現行>

<見直し後>

理事
理事長
理事会

- 理事会による理事・理事長に対する牽制機能が制度化されていない。
- 理事、理事長の役割、権限の範囲が明確でない。
(注)理事会、理事長は通知に規定が置かれている。

- 理事会を業務執行に関する意思決定機関として位置付け、理事・理事長に対する牽制機能を働かせる。
- 理事等の義務と責任を法律上規定。

評議員
評議員会

- 評議員会は、任意設置の諮問機関であり、理事・理事長に対する牽制機能が不十分。
(審議事項)
 - ・定款の変更
 - ・理事・監事の選任 等

- 評議員会を法人運営の基本ルール・体制の決定と事後的な監督を行う機関として位置付け、必置の議決機関とする。
※小規模法人について評議員定数の経過措置
(決議事項)
 - ・定款の変更
 - ・理事・監事・会計監査人の選任、解任
 - ・理事・監事の報酬の決定 等

監事

- 監事の理事・使用人に対する事業報告の要求や財産の調査権限、理事会に対する報告義務等が定められていない。

- 監事の権限、義務(理事会への出席義務、報告義務等)、責任を法律上規定。

会計
監査人

- 資産額100億円以上若しくは負債額50億円以上又は収支決算額10億円以上の法人は2年に1回、その他の法人は5年に1回の外部監査が望ましいとしている(通知)。

- 一定規模以上の法人への会計監査人による監査の義務付け(法律)。

2. 事業運営の透明性の向上について

- 社会福祉法人の高い公益性に照らし、公益財団法人以上の運営の透明性を確保することとし、以下の事項を法令上明記。
 - 定款、事業計画書、役員報酬基準を新たに閲覧対象とすること
 - 閲覧請求者を利害関係人から国民一般にすること
 - 定款、貸借対照表、収支計算書、役員報酬基準を公表対象とすること
- 既に通知により公表を義務付けている現況報告書(役員名簿、補助金、社会貢献活動に係る支出額、役員の親族等との取引内容を含む。)について、規制改革実施計画を踏まえ、役員区分ごとの報酬総額を追加した上で、閲覧・公表対象とすることを法令上明記。
- 国民が情報入手しやすいホームページを活用して公表。

	現行		見直し案		公益財団法人		規制改革 実施計画
	備置き・ 閲覧	公表	備置き・ 閲覧	公表	備置き・ 閲覧	公告・ 公表	公表
事業報告書	○	—	○	—	○	—	—
財産目録	○	—	○	—	○	—	—
貸借対照表	○	○ (通知)	○	○	○	○	○ (通知で措置済)
収支計算書(事業活動計算書・資金 収支計算書)	○	○ (通知)	○	○	○	○	○ (通知で措置済)
監事の意見を記載した書類	○	—	○	—	○	—	—
現況報告書(役員名簿、補助金、社 会貢献活動に係る支出額、役員の 親族等との取引状況を含む。)	—	○ (通知)	○	○	○	—	○
役員区分ごとの報酬総額	—	—	○ (※)	○ (※)	○	—	○
定款	—	—	○	○	○	—	—
役員報酬基準	—	—	○	○	○	○	—
事業計画書	—	—	○	—	○	—	—

(※)現況報告書に記載

3. 財務規律の強化について

公益性を担保する財務規律

- I 適正かつ公正な支出管理
- II 余裕財産の明確化
- III 福祉サービスへの再投下

I 適正かつ公正な支出管理

適正な役員報酬

- ・法人による役員報酬基準の設定と公表
- ・役員区分毎の報酬総額の公表

利益供与の禁止

- ・親族等関係者への特別の利益供与を法律上禁止
- ・関係者との取引内容の公表
(対象範囲の拡大)

会計監査人

- ・一定規模以上の法人に会計監査人の設置義務化

社会福祉法人の事業

社会福祉事業	公益事業
--------	------

「日常生活・社会生活上の支援を必要とする者に対して無料又は低額な料金により福祉サービスを提供する責務」

利益

II 余裕財産の明確化

- ・会計制度の整備(新会計基準の導入)
 - ・評議員会による内部牽制
 - ・外部監査(会計監査人)の導入
 - ・財務諸表の公表
- 等

いわゆる内部留保

事業継続に必要な財産

- ・事業に活用する土地、建物等
- ・建物の建替、修繕
- ・手元流動資金

III 福祉サービスへの再投下

「社会福祉充実計画」(再投下計画)

- 地域のニーズに対応した新しいサービスの展開、人材への投資
- 無料又は低額な料金による福祉サービスの提供等

- ・公認会計士又は税理士による計画の記載内容の確認
 - ・「地域協議会」による地域の福祉ニーズの反映
 - ・所轄庁による計画の承認
 - ・実績の所轄庁への報告と公表
- 等

①社会福祉事業等投資額

- 社会福祉事業等に関する
- ・施設の新設・増設
 - ・新たなサービスの展開
 - ・人材への投資

②「地域公益事業」投資額

- ・無料又は低額の料金により行う公益事業

③公益事業投資額

4. 地域における公益的な取組を実施する責務について

福祉ニーズの
多様化・複雑化

- 社会環境の変化に伴い、福祉ニーズが多様化・複雑化し、既存の制度(=社会福祉事業)では十分に対応できない者(※)に対する支援の必要性が高まっている。
※生計困難者、独居高齢者、認知症高齢者 など

社会福祉法人
の役割

- 多様化・複雑化する地域の福祉ニーズに対しては、様々な事業主体が各々の創意工夫により、それぞれ対応していくことが必要。
- その中で社会福祉法人については、その本旨に従い、他の事業主体では対応が困難な福祉ニーズに対応していくことが求められる。

社会福祉法人
の本旨

- 社会福祉事業に係る福祉サービスの供給確保の中心的役割を果たすだけでなく、既存の制度の対象とならないサービスに対応していくことを本旨とする法人(社会福祉法第24条)

社会福祉法人の
本旨に基づき
無料又は低額な料金
により福祉サー
ビスを提供する
責務の新設

- 営利企業等では実施することが難しく、市場で安定的・継続的に供給されることが望めないサービスを提供すること、すなわち、既存の制度の対象とならないサービスを無料又は低額な料金により供給する事業の実施が求められる。
※現行制度においても、社会福祉法人は、高齢者の生活支援、成年後見人受任事業など様々な事業を、無料又は低額な料金により展開している。
 - 規制改革実施計画(閣議決定)においては、こうした社会福祉法人の在り方を徹底する観点から生計困難者に対する無料・低額の福祉サービスの提供などの社会貢献活動の実施の義務付けを求めている。
- ⇒ **日常生活・社会生活上の支援を必要とする者に対して無料又は低額の料金により福祉サービスを提供することを社会福祉法人の責務として位置付け**

5. 行政の関与の在り方について

(1) 指導監督の見直しについて

- 社会福祉法等の一部を改正する法律案においては、平成28年4月1日施行予定分として、所轄庁による指導監督の機能強化を盛り込んでいるところ。

主な内容（平成28年4月1日施行予定）

[所轄庁による立入検査]

- 所轄庁による立入検査に関する規定（罰則あり）の整備（改正法案第56条第1項～第3項及び第133条第7号）

[勧告及び公表]

- 柔軟かつ機能的な指導監督を行うために勧告・公表に関する規定の整備（改正法案第56条第4項及び第5項）

[所轄庁と関係都道府県等の協力]

- 関係都道府県等（法人の事業所等の所在地の都道府県・市町村であって、当該法人の所轄庁でないもの）は、法人に対して適切な措置をとる必要がある場合には、所轄庁に対して意見を述べることができる。（改正法案第57条の2第1項）
- 所轄庁は、指導監督に必要な場合には、関係都道府県等に対して、資料の提供等の協力を求めることができる。（改正法案第57条の2第2項）

[国及び都道府県の支援]

- 国は都道府県及び市、都道府県は市に対して、法人の指導監督に関し必要な助言、資料の提供等の支援を行うよう努める。（改正法案第59条の3）

※ 現在、国が所管する法人については、法人の主たる事務所の所在地の都道府県を經由して、定款変更等の手続をしているところであるが、改正法案において、当該手続は廃止される。

5. 行政の関与の在り方について

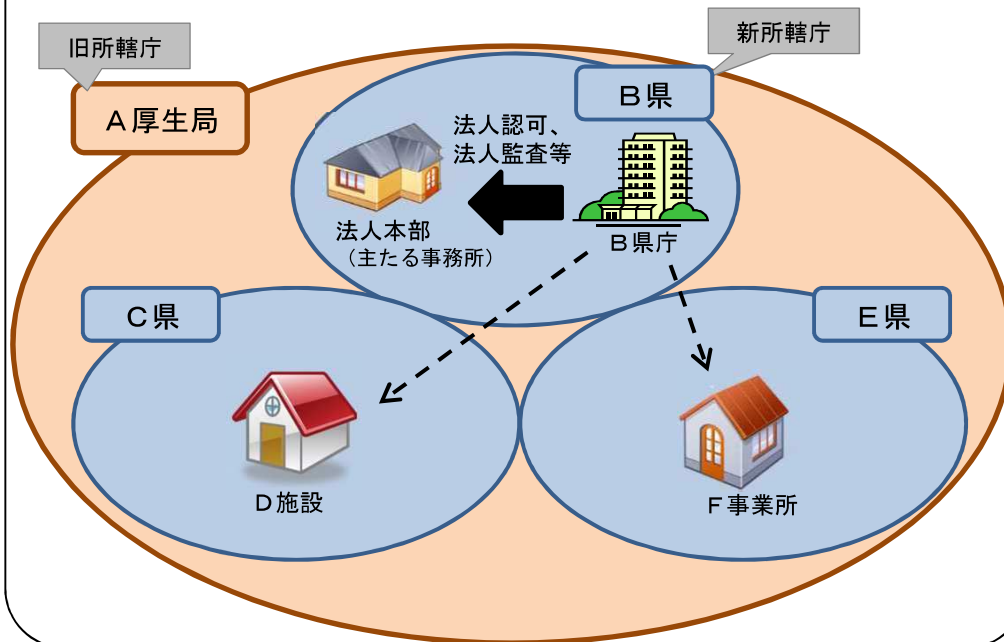
(2) 認可等の権限移譲について

- 「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」（平成25年12月20日閣議決定）を受け、社会福祉法等の一部を改正する法律案に下記の内容を盛り込んでいるところ（平成28年4月1日施行予定）。

【地方厚生局 → 都道府県】

- 2以上の都道府県の区域で事業を行う法人に関する認可等の権限を地方厚生局から都道府県に移譲

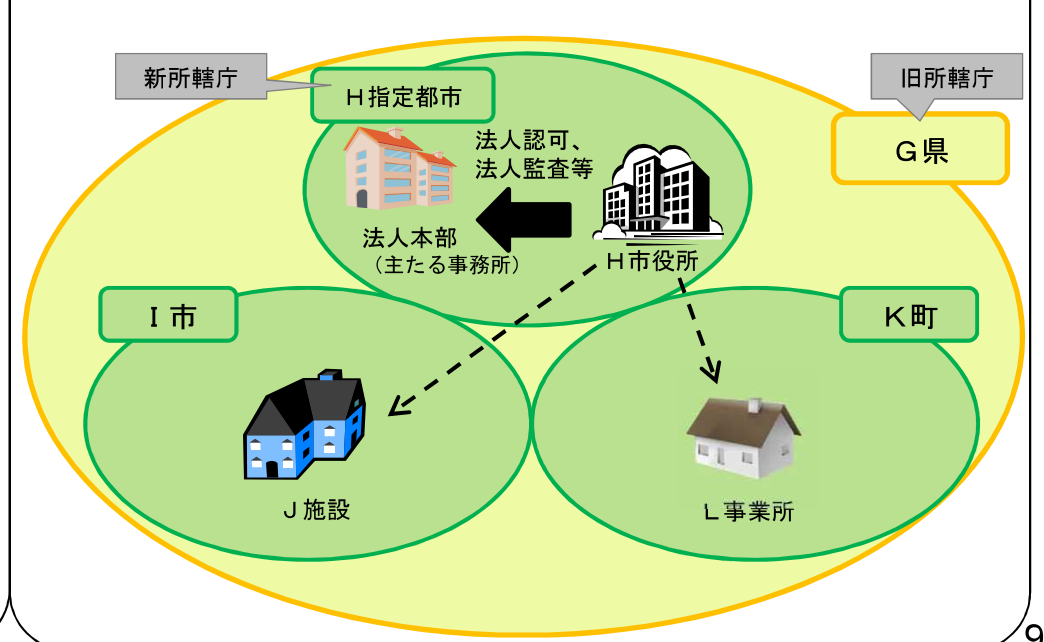
対象法人数：440法人（H27.3.31時点）



【都道府県 → 指定都市】

- 都道府県の区域で事業を行う法人であって、主たる事務所が指定都市に所在する法人に関する認可等の権限を都道府県から指定都市に移譲

対象法人数：318法人（H27.3.31時点）

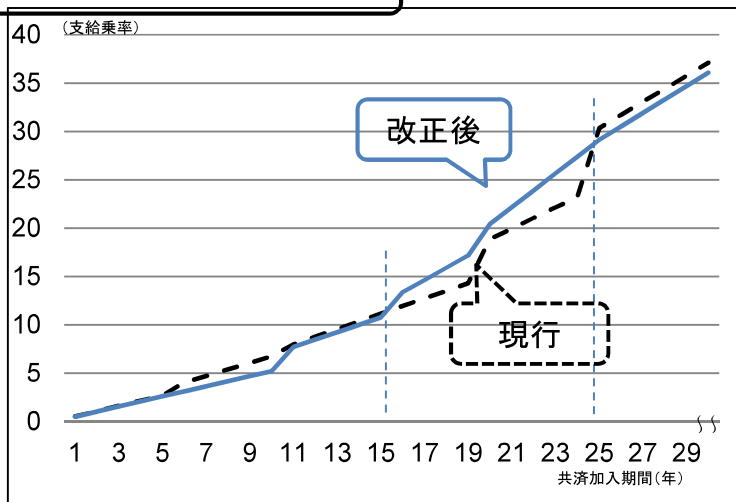


社会福祉施設職員等退職手当共済制度の見直しについて

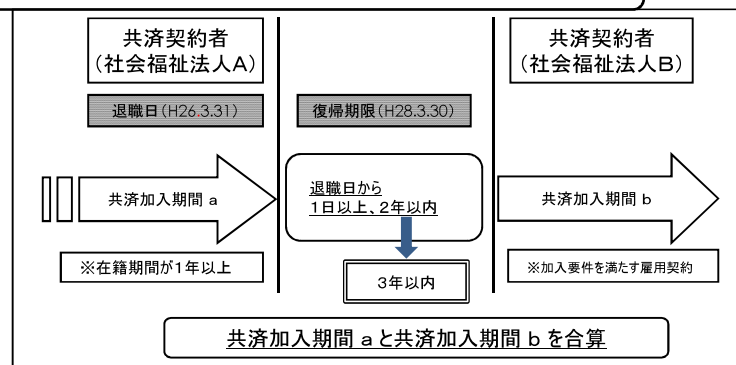
○ 社会福祉法等の一部を改正する法律案においては、退職手当共済制度の見直しとして以下の内容を盛り込んでいるところ。

- ① 支給乗率を長期加入者に配慮したものに見直す。
- ② 被共済職員が退職した日から再び被共済職員になった場合、前後の共済加入期間を合算できる期間を「2年以内」から「3年以内」に拡充。
- ③ 障害者総合支援法等に関する施設・事業（児童福祉法に基づく障害児を対象とする施設・事業を含む。）について、他の事業主体とのイコールフットिंगの観点から、公費助成を廃止（既加入者に対する公費助成は維持）。

① 給付水準の見直し



② 共済加入期間の合算制度の充実



③ 公費助成の見直し

		前回改正 (H18. 4. 1施行)	今回の見直し(案)
給付水準		1割引下げ	長期勤続に配慮するなどの見直し
共済加入期間の合算		退職した日から起算して <u>2年以内</u>	出産、育児、介護等の事由により退職した職員が、復職しやすい環境を整えるため、 <u>3年以内</u> に拡大
公費助成 (国1/3、都道府県1/3)	介護	廃止	—
	障害	公費助成の取扱いは、将来の検討課題	廃止 ・ 障害者関連の新制度への移行が完了 ・ 社会福祉法人以外の参入
	保育	・ 社会福祉法人がサービスの中核的な担い手となっている現状 ・ 障害者関連施策など制度自体の枠組みを検討中	公費助成の取扱いは、平成29年度までに検討し、結論 ・ 子ども・子育て支援新制度が平成27年度から施行 ・ 平成29年度を目標年度にする待機児童解消加速化プランが進行中

社会福祉法等の一部を改正する法律案における施行日等

○H28.4.1施行予定：地域公益活動の実施、財務諸表の公表、指導監督の見直し・権限移譲、退職手当制度の見直し

○H29.4.1施行予定：経営組織のガバナンス強化（評議員会等）、財務規律の強化（社会福祉充実計画等）

年度	月	法人	所轄庁
H28	4	○旧評議員会・旧理事会 -決算、 <u>定款変更</u> （所轄庁変更に関する事項）	○ <u>定款変更の認可</u> （所轄庁変更に関する事項）※都道府県・指定都市
	6	○現況報告書等の届出（～H28.6.30）	
	5	○旧評議員会・旧理事会 - <u>定款変更</u> （H29.4.1施行に関する事項：新評議員の選任方法等） → <u>H29.3.31までにあらかじめ新評議員を選任</u> （任期はH29.4.1～）	○ <u>定款変更の認可</u> （H29.4.1施行に関する事項）
H29	3	・現評議員の任期満了（H29.3.31）	
	4	・新評議員の任期開始（H29.4.1～）	
		5	○新理事会（旧役員） -決算、社会福祉充実計画、役員等報酬基準 -新役員案（・会計監査人案）
	6	○新評議員会 -決算、 <u>社会福祉充実計画</u> 、 <u>役員等報酬基準</u> - <u>新役員（・会計監査人）の選任</u> → <u>任期開始</u> （現役員の任期満了）	
	6	○ <u>社会福祉充実計画の申請</u> （～H29.6.30） ○現況報告書、役員等名簿・役員等報酬基準等の届出（～H29.6.30）	○ <u>社会福祉充実計画の承認</u> （申請後一定期間内に承認）
	7		

※新評議員会：改正法案に基づく、必置の議決機関としての評議員会

新理事会：改正法案に基づく理事会

旧評議員会：現行法に基づく、任意の諮問機関としての評議員会

旧理事会：現行法に基づく理事会